

新潟市食と花の交流センター条例（平成24年7月2日条例第49号）

最終改正:平成29年7月3日条例第31号

改正内容:平成29年7月3日条例第31号 [平成30年4月1日]

○新潟市食と花の交流センター条例

平成24年7月2日条例第49号

改正

平成29年7月3日条例第31号

新潟市食と花の交流センター条例

（設置）

第1条 本市が誇る食と花の魅力を市内外に発信し、多くの人にその魅力に触れる機会を提供することにより、食と花の販路の拡大及び農村と都市との間の交流を推進し、もって農林水産業の振興及び市民の豊かな生活の実現に資することを目的として、新潟市食と花の交流センター（以下「センター」という。）を新潟市中央区清五郎336番地に設置する。

（事業）

第2条 センターは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 食と花のプロモーションを展開すること。
- (2) 食と花の新たな価値の創造に関すること。
- (3) 食と花の新たなライフスタイルを提案すること。
- (4) 食と花によるにぎわいの創出に関すること。
- (5) 食と花による憩いの空間を提供すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（施設）

第3条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 花とみどりの展示館
- (2) 見本園
- (3) 情報発信コーナー
- (4) 直売所
- (5) レストラン
- (6) ほ場
- (7) 多目的広場
- (8) 駐車場

（休館日及び開館時間）

第4条 センターの休館日及び開館時間は、第15条に規定する指定管理者（第3項において「指定管理者」という。）が市長の承認を受けて定める。

2 前項の承認の基準は、センターの利用の状況、センターを利用するものの便宜等を勘案して、市長が別に定める。

3 市長及び指定管理者は、第1項の規定により指定管理者がセンターの休館日及び開館時間を定めた場合は、速やかに、これらをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（利用の許可）

第5条 花とみどりの展示館を利用しようとするもの及び直売所又はレストランを営業のために利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

（利用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の許可をしない。

- (1) 花とみどりの展示館、直売所又はレストラン（以下「花とみどりの展示館等」という。）の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 花とみどりの展示館等の利用の内容又は方法がセンターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失するおそれがあると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、花とみどりの展示館等の管理上支障があると認められる場合

（利用の取止めの申出）

第7条 第5条の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、花とみどりの展示館等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

（許可外の利用の禁止）

第8条 利用者は、花とみどりの展示館等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させてはならない。

（特別の設備の許可）

第9条 利用者は、花とみどりの展示館等の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（行為の制限）

第10条 利用者及びセンターの入場者(以下「利用者等」という。)は、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号に掲げる行為のうちセンターの植物を採取する行為及び第4号に掲げる行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) センターの植物を採取し、損傷し、又は汚損すること。
- (2) センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失すること。
- (3) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (4) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (5) 他人に迷惑をかける行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為をすること。

(許可の条件)

第11条 市長は、この条例の規定による許可にセンターの管理のため必要な範囲内において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、この条例の規定による許可に付けた条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの

2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第13条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 第5条の許可を受けてする花とみどりの展示館等の利用を終了した場合
- (2) この条例の規定による許可を取り消された場合
- (3) 行為の中止を命ぜられた場合
- (4) センターからの退去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第14条 利用者等は、センターの植物を第10条ただし書の許可なくして採取し、若しくは損傷し、若しくは汚損し、又はセンターの施設若しくは設備を損傷し、汚損し、若しくは亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第16条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者とするものとする。

- (1) センターの平等利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) この条例の規定による許可に関する業務
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
- (3) 第12条の規定による退去等の命令に関する業務
- (4) 第13条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務
- (5) センターの植物、施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第18条 見本園を観覧しようとする者、利用者及び駐車場を利用した者は、その観覧又は利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第19条 指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第20条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

第21条 第19条の規定による免除及び前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第22条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第23条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(平成26年新潟市規則第5号で同26年6月21日から施行)

(1) 附則第3項の規定 公布の日

(2) 第15条から第17条まで、第22条、第23条及び次項の規定 平成26年4月1日

(準備行為)

2 センターの休館日及び開館時間を定める行為、直売所等の利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し、利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

3 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行(附則第1項第2号の規定による施行をいう。)前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

附 則(平成29年7月3日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 花とみどりの展示館の利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し、利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市食と花の交流センター条例の規定の例により行うことができる。

別表(第18条関係)

1 見本園の利用料金

区分	利用料金の上限額(1人1回につき)
一般	500円
小学生・中学生	300円
一般及び小学生・中学生以外の者	無料

備考

- この表において「一般」とは、小学生・中学生以外の者で15歳以上のものをいう。
- この表において「小学生・中学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

2 花とみどりの展示館の利用料金

施設名	単位	利用料金の上限額
花とみどりの展示館	1時間につき	2,700円

備考

- 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間に切り上げる。
- 宣伝、販売その他の営利の目的をもって利用する場合の利用料金の上限額は、上表に規定する利用料金の上限額の200パーセントに相当する額とする。
- 花とみどりの展示館の附属設備に係る利用料金の上限額については、実費等を勘案して市長が別に定める。

3 直売所及びレストランの利用料金

利用料金の上限額
売上金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。)に100分の30を乗じて得た額

4 駐車場の利用料金

区分	利用料金の上限額(1台につき)
利用時間が1時間30分以内の場合	無料
利用時間が1時間30分を超え6時間以内の場合	1時間30分を超える30分までごとに100円
利用時間が6時間を超え24時間以内の場合	1,000円
利用時間が24時間を超える場合	24時間までごとに1,000円

新潟市食と花の交流センター条例施行規則（平成25年3月22日規則第22号）

最終改正:平成29年8月25日規則第56号

改正内容:平成29年8月25日規則第56号 [平成30年4月1日]

○新潟市食と花の交流センター条例施行規則

平成25年3月22日規則第22号

改正

平成29年8月25日規則第56号

新潟市食と花の交流センター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市食と花の交流センター条例（平成24年新潟市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（直売所及びレストランの利用の許可の期間）

第2条 直売所又はレストラン（以下「直売所等」という。）に係る条例第5条の許可の期間は、10年を超えない範囲内において指定管理者が定める。

（利用の許可の手続）

第3条 条例第5条前段の規定による直売所等の利用の許可を受けようとするものは、指定管理者が定める期間内に、指定管理者が定める利用許可申請書に営業計画書その他指定管理者が定める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請をしたもののうち、条例第1条に規定する目的の達成に最も資すると認められるものに条例第5条前段の規定による直売所等の利用の許可をするものとする。

3 指定管理者は、条例第5条前段の規定による直売所等の利用の許可をした場合は、指定管理者が定める利用許可書を交付するものとする。

4 条例第5条前段の規定による花とみどりの展示館の利用の許可を受けようとするものは、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

（利用の変更の許可の手続）

第4条 条例第5条後段の規定による直売所等の利用の変更の許可を受けようとするものは、指定管理者が定める利用変更許可申請書に変更後の営業計画書その他指定管理者が定める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、条例第5条後段の規定による直売所等の利用の変更の許可をしたときは、指定管理者が定める利用変更許可書を交付するものとする。

3 条例第5条後段の規定による花とみどりの展示館の利用の変更の許可を受けようとするものは、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

（利用許可書等の携帯等）

第5条 直売所等に係る条例第5条の許可を受けたものは、当該許可に係る直売所等の利用をする場合は、第3条第3項の利用許可書又は前条第2項の利用変更許可書を携帯し、指定管理者から提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

（利用の取止めの申出の方法）

第6条 直売所等に係る条例第7条の規定による申出は、指定管理者が定める利用取止申出書に指定管理者が定める書類を添え、これを指定管理者に提出して行うものとする。

2 花とみどりの展示館に係る条例第7条の規定による申出は、指定管理者が定めるところにより行うものとする。

（附属設備の利用料金）

第7条 条例別表の2の表備考3に規定する実費等を勘案して市長が別に定める花とみどりの展示館の附属設備に係る利用料金の上限額は、別表に掲げるとおりとする。

（届出）

第8条 条例第5条の許可を受けたもの及び新潟市食と花の交流センター（以下「センター」という。）の入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

- (1) センターの植物を損傷し、又は汚損した場合
- (2) センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合
- (3) センターにおいて災害その他事故が発生した場合

（指定管理者の指定の申請）

第9条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第16条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類

(4) 納税を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(売上金額の報告)

第10条 直売所等に係る条例第5条の許可を受けたものは、指定管理者が定めるところにより、条例別表の3の表に規定する売上金額を指定管理者に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(施行の日=平成26年6月21日)

(準備行為)

2 条例附則第2項に規定する直売所等の利用の許可及び取止めの申出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、第2条から第4条まで及び第6条の規定の例により行うものとする。この場合において、前項ただし書に規定する規定の施行の日から条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第2条から第4条まで及び第6条の規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

(新潟市食と花の交流センターの指定管理者の指定の申請に関する規則の廃止)

3 新潟市食と花の交流センターの指定管理者の指定の申請に関する規則(平成24年新潟市規則第75号)は、廃止する。

附 則(平成29年8月25日規則第56号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 新潟市食と花の交流センター条例の一部を改正する条例(平成29年新潟市第31号)附則第2項に規定する花とみどりの展示館の利用の許可及び取止めの申出、附属設備の利用料金の額を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の新潟市食と花の交流センター条例施行規則の規定の例により行うものとする。

別表(第7条関係)

種類	単位	利用区分	利用料金の上限額(円)
音響セット	一式	1時間につき	50
プロジェクターセット	一式	1時間につき	200
展示パネル	1台	1時間につき	20

備考 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間に切り上げる。

別記様式(第9条関係)

別記様式(第9条関係)

新潟市食と花の交流センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市食と花の交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。